

平成30年3月29日開会
平成30年3月29日閉会

平成30年3月

甲府地区広域行政事務組合議会定例会

全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

開会時間 午後 3 時 2 0 分

○議長（清水 仁君） ただ今から、全員協議会を開会いたします。

この全員協議会におきましては、議案第 1 号から議案第 9 号までの審査を行います。

それでは、議案審査に入ります。

はじめに、議案第 1 号「専決処分について」について当局の説明を求めます。

萩原総務課長

○総務課長（萩原 亨君） それでは、議案第 1 号「専決処分について（和解及び損害賠償の額の決定について）」ご説明申し上げます。

議案集の 1 ページをお開き願います。

この専決処分は、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により「和解及び損害賠償の額の決定について」管理者による専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、報告し、承認を求めるものでございます。

次の 2 ページをご覧ください。

2 の専決処分する理由でございますが、平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日、甲府市丸の内一丁目地内で発生した本組合職員の公務中の交通事故に関し、和解し損害賠償の額を決定するについては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を必要としますが、示談の履行に緊急を要し、組合議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、同法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分したものでございます。

事故の概要でございますが、同日、午後 3 時 3 4 分頃 本組合職員運転の本部予防広報車が、甲府市丸の内一丁目甲府市役所地下駐車場入口スロープ上に駐車しようとした際、車両後部を後方に停車中の小型貨物車の前部に、衝突させた事故でございます。

過失割合につきましては、当組合が 1 0 0 パーセントでございます。

和解の相手方は、記載のとおりでございます。和解の条件は、損害賠償金として当組合から相手方が指定する支払先へ、4 8 万 7 , 8 1 0 円の支払いを行うものでございます。

以上で、専決処分いたしました「和解及び損害賠償の額の決定について」の説明を終わらせていただきます。

ご審査を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清水 仁君）

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号 平成29年度 甲府地区広域行政事務組合 消防事業 特別会計 補正予算 第1号について当局の説明を求めます。

萩原総務課長

○総務課長（萩原 亨君） それでは、議案第7号 平成29年度 甲府地区広域行政事務組合 消防事業特別会計 補正予算 第1号につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、「平成29年度 補正予算に関する説明書」の1ページをお開き願います。

平成29年度 甲府地区広域行政事務組合 消防事業特別会計補正予算（第1号）は、勸奨制度退職者に伴う退職手当、及び共済費負担金に係る財源率の改定に伴う増額補正、並びに消防施設等整備事業に係ります、事業費の確定に伴う減額補正でございまして、歳入、歳出ともに、2,599万5千円を減額し、補正後の歳入、歳出予算の総額は、それぞれ、37億1,280万6千円とするものでございます。

また、地方債の補正につきましては、起債充当事業費が確定いたしましたので、借入限度額を変更するものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

「歳入、歳出補正予算 事項別明細書（補正第1号）」の総括でございまして。

まず、歳入でございまして、3款「国庫支出金」を更正、6款「繰入金」を追加及び更正、9款「組合債」を、更正するものでございます。

次の歳出でございまして、1款「消防費」は、常備消防費を追加、消防施設費を更正するものでございます。

次の4ページ、5ページをご覧ください。

初めに、歳入でございまして、3款1項1目「消防費国庫補助金」は、施設整備事業に係ります、敷島出張所高規格救急自動車の更新整備に伴う緊急消防

援助隊設備整備費補助金でございまして、補助事業費の確定に伴います減額分といたしまして、174万円を計上するものでございます。

6款1項1目「財政調整基金繰入金」は、山梨県市町村共済組合事業主負担金に係る財源率の改定に伴い、一般財源に不足が生じたことから、基金繰入金の増額分といたしまして、1,327万5千円を計上するものでございます。

6款1項2目「職員退職手当金支払準備基金繰入金」は、退職勧奨制度による退職者1名に係る退職手当の増額に伴います、基金繰入金の増額分といたしまして、634万6千円を計上するものでございます。

6款1項3目「消防施設整備事業等基金繰入金」は、西消防署屈折はしご車オーバーホール他、南消防署仮眠室改修工事、昭和出張所外壁他改修工事等の事業費確定に伴います、基金繰入金の減額分といたしまして、407万6千円を計上するものでございます。

次の9款1項1目「消防債」は、消防施設等整備事業に係る事業費の確定に伴います消防債の減額分といたしまして、3,980万円を計上するものでございます。

次に、6ページ、7ページをご覧ください。

歳出でございますが、1款1項1目「常備消防費」につきましては、3節「職員手当」は、退職勧奨制度による退職者1名に係る退職手当の増額分といたしまして、634万6千円を計上するものでございます。

4節「共済費」につきましては、山梨県市町村共済組合事業主負担金に係る財源率の改定に伴います増額分といたしまして、1,327万5千円を計上するものでございます。

次に、1款1項2目「消防施設費」につきましては、11節「需用費」は、西消防署屈折はしご車オーバーホールの事業費確定に伴います、減額分といたしまして、46万4千円を計上するものでございます。

15節「工事請負費」は、南消防署仮眠室改修工事、消防本部及び南消防署庁舎エレベーター改修工事他1件の施設改修工事に係る事業費の確定に伴います減額分といたしまして、415万9千円を計上するものでございます。

18節「備品購入費」は、西消防署救助工作車Ⅱ型、敷島出張所高規格救急自動車、計2台の車両更新整備、及び中央署自家用発電機設備の蓄電池交換に

係る事業費確定に伴います減額分といたしまして、4,099万3千円を計上するものでございます。

以上で、平成29年度 甲府地区広域行政事務組合 消防事業特別会計 補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審査を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清水 仁君） 以上で説明を終りました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号「甲府地区広域行政事務組合 個人情報保護条例及び甲府地区広域行政事務組合 情報公開条例の一部を改正する条例制定」について当局の説明を求めます。

長田事務局次長

○事務局次長（長田 哲也君） それでは、議案第8号「甲府地区広域行政事務組合 個人情報保護条例及び甲府地区広域行政事務組合 情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案集の3ページから5ページと合わせまして、議案第8号資料の「新旧対照表」の1ページから8ページに渡りますがご覧願います。

今回の条例改正につきましては、国における個人情報保護に関する法律であります「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正が施行され、個人情報の定義の明確化を図るための「個人識別符号」や「要配慮個人情報」の概念が導入されたことから、その趣旨に鑑み、国と同様の規定を本組合個人情報保護条例及び情報公開条例に追加するため行うものであります。

条例改正の主な内容についてご説明いたします。

恐れ入りますが、新旧対照表の1ページから2ページをご覧願います。

まず、個人情報保護条例の改正についてご説明いたします。

第2条第1号ア及びイにつきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の定義規定と同様に、個人情報の定義の明確化を図ったものであり、個人識別符号の概念を取り入れたものであります。

なお、個人識別符号とは、DNAデータや指紋データ等の身体的特徴を電子的に変換した符号、旅券番号、免許証番号等の番号や符号とされ、全て政令に

列挙されております。また、この号において「電磁的記録」の定義が設けられたことから、3ページの第6条において、文言の整理を行うとともに、5ページの第17条第4号で不開示情報に「個人識別符号が含まれるもの」、6ページの第18条第2項で、部分開示の不開示部分に「個人識別符号」を追加するものであります。

第2条第2号につきましては、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の定義規定と同様に、その取扱いに特に配慮を要する個人情報を「要配慮個人情報」と定義したものを追加したものであります。

この規定の追加により、3ページの第5条第3項の文言の整理を行うとともに、4ページの第14条第7号の個人情報取扱事務の届出事項に「要配慮個人情報」を追加するものであります。

また、第2号の追加により、既存の第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げるものでございます。

次に、7ページをご覧ください。

情報公開条例の改正につきましては、先ほどご説明いたしました個人情報保護条例の第2条第1号アにおいて、情報に含まれる氏名、生年月日その他の「記述等」を定義したことから、関連する情報公開条例において、用語の統一を図るため同様の規定に改正するものであります。

なお、施行日は、公布の日とするものであります。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清水 仁君） 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号「甲府地区広域行政事務組合 手数料条例の一部を改正する条例制定」について、当局の説明を求めます。

森本予防課長

○予防課長（森本 修君）

それでは、議案第9号「甲府地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案集の 6 ページから 8 ページと合わせまして、お手元にお配りしてごさいます議案第 9 号資料「甲府地区広域行政事務組合 手数料条例改正の概要」をご覧ください。

本改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成 30 年 1 月 26 日公布され、消防法に係る危険物の貯蔵所の設置等の許可申請に対する審査等に係る手数料の額の標準を改定する等の必要があることに伴い、甲府地区広域行政事務組合 手数料条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案第 9 号資料「甲府地区広域行政事務組合 手数料条例改正の概要」の 1 ページをご覧ください

表の事務欄にごさいます、3 の消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査につきまして、金額欄ウの準特定屋外タンク貯蔵所、金額欄エの特定屋外タンク貯蔵所の容量ごと、更に、金額欄オにごさいます浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の容量ごとに、金額欄にごさいます下線が付きました金額に改めるものであります。

恐れ入りますが、金額につきましては、資料に記載されておりますので、省略させていただきますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、2 ページをご覧ください。

事務欄にごさいます、15 の消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査につきまして、金額欄ウの基礎・地盤検査につきまして、特定屋外タンク貯蔵所の容量ごとに、金額欄にごさいます下線が付きました金額に改めるものであります。

続きまして、3 ページをご覧ください。

事務欄にごさいます、17 の消防法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査につきまして、金額欄アの特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査につきまして、特定屋外タンク貯蔵所の容量ごとに、金額欄にごさいます下線が付きました金額に改めるものであります。

続きまして、4 ページをご覧ください。

金額欄イの岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査につきまして、特定屋外タンク貯蔵所の容量ごとに、金額欄にございます下線が付きました金額に改めるものであります。

施行日につきましては、本年4月1日からでございます。

なお、今回の改正に係ります当組合管内の特定及び準特定屋外タンクにつきましては、甲斐市内の竜王駅北側のJ X T G甲府油槽所に特定屋外タンク貯蔵所が3基、準特定屋外タンク貯蔵所1基が対象でございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

ご審査を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清水 仁君） 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田議員

○議員（山田 厚君） 細かい数字が並んでいて、理解するのが大変ですけど、これは4月から実施ということから、30年度の予算にどのような影響がでるのでしょうか。

○議長（清水 仁君） 森本予防課長

○予防課長（森本 修君） ただいま、ご説明いたしましたとおり、J X T Gの屋外タンク貯蔵所の4基が該当いたしますが、こちらは昭和43年から昭和47年までに建設されたものでございまして、30年度には影響はないと考えております。

以上でございます。

○議長（清水 仁君）

ほかに質疑はございませんか。 —————質疑なしと認めます。

次に、議案第2号「平成30年度甲府地区広域行政事務組合 一般会計予算」から議案第6号「平成30年度甲府地区広域行政事務組合 国母公園管理事業特別会計予算」までの5案について一括して当局の説明を求めます。

長田事務局次長

○事務局次長（長田 哲也君） それでは、議案第2号から議案第6号のうち、事務局所管の提出案件につきまして、一括でご説明申し上げます。

恐れ入りますが、金額につきましては、説明書に記載されておりますので、一部を除き省略させていただきますので、ご理解をいただきたいと存じます。

お手元にお配りしてございます、白い冊子の「平成30年度 予算に関する説明書」の1ページをお開き願います。

平成30年度甲府地区広域行政事務組合予算一覧表でございます。

一般会計及び4つの特別会計を合わせました、5つの会計の予算総額は、表の総計欄に記載のとおり、35億9千639万4千円でございます。対前年度比2億1千816万3千円の減額でございます。

次に、7ページから8ページに渡りますがご覧願います。

議案第2号、本組合の平成30年度一般会計予算でございますが、7ページの総括の歳入、8ページの歳出でございますが、予算総額は、ともに5,324万4千円で、前年度当初予算と比較しまして、98万5千円の減でございます。

次に、歳入の主な項目につきましてご説明申し上げます。

1款1項1目 組合運営費負担金は、組織市町から均等割り10%、人口割り90%の割合で納入していただきます負担金でございます。

9ページをご覧願います。

2款1項1目 利子及び配当金につきましては、内容欄に記載のとおり、3つの基金の運用利子収入でございます。

なお、この利子収入につきましては、歳出で、それぞれの基金費に同額を計上しまして、各基金に積み立てるものでございます。

次に、11ページをご覧願います。

歳出でございますが、1款1項1目 議会費は、組合議会の運営経費でございます。

主なものにつきましてご説明申し上げます。

1節 報酬は、組合議会議員24名分の報酬でございます。

9節 旅費は、議員行政視察研修に要します経費でございます。

11節 需用費は、議会会議録等の印刷製本費でございます。

14節 使用料及び賃借料は、議員行政視察研修に伴いますバス借り上げ料、

及び、議員懇話会会場借り上げ料でございます。

1 2 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目 一般管理費は、事務局の運営経費等でございます。

主なものにつきましてご説明申し上げます。

1 節 報酬は、特別職 5 名及び事務局嘱託職員 1 名分の報酬でございます。

2 節 給料から 4 節 共済費につきましては、事務局職員 4 名分の人件費でございます。

1 1 節 需用費は、消耗品費及び予算書、決算書等の印刷製本費が主なものでございます。

1 3 節 委託料は、例規システム更新データ作成業務委託料でございます。

1 4 節 使用料及び賃借料は、複写機、事務局連絡用自動車のリース料及び例規システム使用料等でございます。

1 9 節 負担金補助及び交付金は、職員福利厚生組合 事業主負担金でございます。

1 3 ページをご覧ください。

2 5 節 積立金は、事務局職員 1 名分の「職員退職手当金 支払準備基金」への積立金でございます。

次に、2 目の公平委員会費は、公平委員 3 名の報酬でございます。

次の 3 目から 5 目の各基金費は、歳入の「財産収入」に計上してあります基金の運用利子を、それぞれの基金に積み立てをするものでございます。

次に、2 項 1 目 監査委員費でございますが、1 節 報酬は、監査委員 2 名の報酬でございます。

1 1 節 需用費は、決算審査意見書、定期監査報告書に係る印刷製本費でございます。

1 4 ページをご覧ください。

3 款 予備費につきましては、前年度と同額を計上させていただきました。

以上で、議案第 2 号一般会計予算についてのご説明を終わらせていただきます。

次に、2 6 ページをお開き願います。

議案第3号「平成30年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

歳入、歳出の総額につきましては、ともに186万3千円で、前年度当初予算と比較いたしまして186万2千円の減でございます。

この減額につきましては、組織市町との総務課長会議におきまして、新たな事業展開を検討するために、基金事業を平成31年度まで、規模を縮小して継続することが、決定した事によるものでございます。

27ページをご覧ください。

歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。

2款1項1目 利子及び配当金は、「ふるさと市町村圏基金」の運用利子収入でございます。

28ページをお開き願います。

3款繰入金でございますが、ふるさと市町村圏基金から繰り入れまして、事業の執行経費に充当するものでございます。

29ページをご覧ください。

歳出でございますが、1款1項1目 事業費の主なものについてご説明申し上げます。

12節 役務費は、ホームページインターネット回線接続に伴う電信電話料及び親子防災体験研修に伴う傷害保険料でございます。

13節 委託料は、ホームページ運用保守経費でございます。

14節 使用料及び賃借料は、「親子防災体験研修」のバスの借り上げ料でございます。

28節 繰出金は、視聴覚ライブラリー事業特別会計への繰出金でございます。

以上で、議案第3号「ふるさと市町村圏事業特別会計予算」についてのご説明を終わらせていただきます。

次に、56ページをお開き願います。

議案第5号「平成30年度視聴覚ライブラリー事業 特別会計予算」についてご説明申し上げます。

歳入、歳出予算総額につきましては、ともに14万9千円で、対前年度比53万円の減でございます。

この減額につきましても、先ほど、ふるさと市町村圏事業予算でご説明いたしましたが、新たな事業展開を検討するために、基金事業を平成31年度まで規模を縮小して継続することが決定し、視聴覚ライブラリー事業につきましても、この間は、新規教材を購入しない事とされたためでございます。

57ページをご覧願います。

歳入でございますが、2款1項1目のふるさと市町村圏事業 特別会計繰入金でございますが、平成20年度以降、この繰入金により事業を執行しているものでございます。

59ページをご覧願います。

歳出でございますが、1款1項1目 視聴覚ライブラリー運営費は、1節の教育委員会委員5名分の報酬でございます。

以上で、議案第5号「視聴覚ライブラリー事業 特別会計予算」についての、ご説明を終わらせていただきます。

次に、66ページをお開き願います。

議案第6号「平成30年度国母公園管理事業 特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

歳入、歳出総額につきましては、ともに2,361万円で、対前年度比648万7千円の増額でございます。

この増額につきましては、施設機器の老朽化による照明灯の高圧引込開閉器取替え工事及び変電設備改修工事によるもので、国母公園管理基金から繰り入れまして事業を執行するものがございます。

67ページをご覧願います。

歳入でございますが、1款1項1目 国母公園管理負担金は、関係市町の甲府市、中央市、昭和町から、均等割り30%、人口割り70%の割合で、納入していただきます負担金でございます。

次に、2款1項1目 公園使用料は、有料運動施設と公園の使用料でございます。

68ページをご覧願います。

3款1項1目 利子及び配当金は、国母公園管理基金の運用利子収入を計上したものでございます。

4款1項1目 国母公園管理基金繰入金は、先程申し上げましたが、施設の老朽化による、照明灯の高圧引込開閉器他取替え工事及び変電設備改修工事に伴う経費を、基金から繰り入れまして行うものでございます。

69ページをご覧ください。

6款2項1目 雑入は、国母公園管理事務所の一部を使用している、国母工業団地 工業会からの光熱水費等相当額分の納入金と国母公園嘱託職員3名の雇用保険料本人負担分でございます。

70ページをご覧ください。

歳出でございますが、1款1項1目 一般管理費は、公園管理に要します経費でございます。

主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

1節 報酬及び4節 共済費は、嘱託職員3名分の人件費でございます。

1.1節 需用費は、消耗品費、光熱水費及び事業用器具に係る修繕費等でございます。

1.2節 役務費は、電信電話料、及び樹木の剪定手数料等でございます。

1.3節 委託料は、公園内の清掃作業業務、管理事務所の警備業務等の委託料でございます。

1.5節の工事請負費は、照明灯の高圧引込開閉器取替え工事及び変電設備改修工事に伴う経費のほか、例年発生する恐れのある、テニスコートのクラック補修と水道管の老朽化による漏水工事費でございます。

1.9節 負担金補助及び交付金につきましては、国母工業団地内のグリーンベルト管理に係る補助金でございます。

2.7節 公課費は軽トラックの重量税でございます。

以上で、議案第2号から第6号までのうち、事務局所管の4つの会計に関わります、歳入歳出予算についてのご説明を終わらせていただきます。

ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（清水 仁君） 続きまして、萩原総務課長

○総務課長（萩原 亨君） 引き続きまして、議案第4号、平成30年度 甲府地区広域行政事務組合 消防事業特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算に関する説明書の35ページをお開き願います。

1、総括の歳入と次の36ページの歳出でございますが、予算総額はともに、同額の35億1,752万8千円で前年度と比較いたしまして、2億2,127万3千円の減でございます。

なお、減額の主な要因といたしましては、歳入は、定年退職者数の減に伴います、職員退職手当金支払準備基金繰入金の減額及び消防施設整備事業に係ります、車両更新事業費並びに庁舎改修事業費の減額に伴います組合債の減額などが主な要因となっております。

また、歳出の減額の主な要因といたしましては、同じく、定年退職者数の減に伴います、退職手当の減額及び消防施設整備事業費の減額が主な要因でございます。

次の、37ページをご覧ください。

歳入につきまして、主なものをご説明申し上げます。

初めに、1款1項1目「消防費負担金」は、32億7,419万円で、組織市町からの常備消防費負担金のほか、3件の負担金を、受け入れるものでございます。

次に、2款1項1目「消防手数料」は、366万6千円で危険物許認可申請等の手数料収入でございます。

次の、38ページをご覧ください。

次に、5款1項1目「財産貸付収入」は、238万4千円で、消防本部庁舎及び各署所の自動販売機設置に係る公有財産貸付料で、ございます。

次に、39ページをご覧ください。

6款1項2目「職員退職手当金 支払準備基金繰入金」は、1億1,218万3千円で、定年退職者5名分の退職手当に充当するものでございます。

次の3目「消防施設整備事業等 基金繰入金」は、2,500万円で既定の整備計画に基づく、南消防署はしご車のオーバーホールに係る事業費、南消防署及び中央消防署の高規格救急自動車、並びに貢川出張所消防ポンプ自動車の更新整備に係る事業費、また、宮本出張所外壁他改修工事などに充当するものでございます。

次の、40ページをご覧ください。

8款2項1目「雑入」は、620万1千円で、高速自動車国道救急業務交付金、山梨県防災ヘリ運行調整交付金等を受け入れるものでございます。

次に、9款1項1目「消防債」は、9,380万円で中央消防署及び南消防署の高規格救急自動車並びに、貢川出張所消防ポンプ自動車の車両更新に係る事業費に充当するものでございます。

次に、41ページをご覧ください。

歳出予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、1款1項1目「常備消防費」は、人件費をはじめ、消防活動、救急・救助活動や、火災予防対策、消防広報のほか、消防車両、消防庁舎の維持運営などに要する経費を計上したものでございまして、予算額は、31億6,819万7千円で、前年度と比較し、1億6,475万7千円の減額となっております。

減額の主な要因でございますが、定年退職者が今年度、平成29年度の14名に対し、来年度の平成30年度は9名減の5名となることに伴う、退職手当の減額でございます。

また、来年度における新規の事業といたしましては、2020年の東京オリンピック、パラリンピックに向け、増加が見込まれる、訪日外国人観光客等の119番通報や救急要請に対応するため、総務省消防庁が推進する事業の一環として指令台には、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応、並びに各消防署には、救急現場等において多言語通訳、手話通話が可能となるタブレットの配備を予定しており、これらに係る予算を計上させていただきました。

それでは、主な節につきましてご説明申し上げます。

1節「報酬」は、非常勤嘱託職員及び消防本部産業医の報酬でございます。

2節「給料」から4節「共済費」までは、消防職員に係る人件費でございまして、予算総額に対する構成比は、75.2%となっております。

1.1節「需用費」は、消防活動や救急・救助活動に要する経費のほか、職員の被服費をはじめ、消防庁舎の光熱水費や、消防車両の修繕・燃料・法定点検などに要する経費でございます。

1 3 節「委託料」は、高機能消防指令センター保守点検料、消防救急デジタル無線保守点検料などに要する経費でございます。

次の、4 2 ページをご覧ください。

1 4 節「使用料及び賃借料」は、消防本部及び各消防署の指揮車、査察車等の賃借料のほか、消防OAシステム、庁内ネットワークシステム賃借料などに要する経費でございます。

1 8 節「備品購入費」は、可搬式小型動力ポンプや陽圧式化学防護服のほか、空気呼吸器用ボンベ等の各種装備資器材の購入などに要する経費でございます。

1 9 節「負担金補助及び交付金」は、甲府市福利厚生組合負担金などに支出するものでございます。

2 5 節「積立金」は、「職員退職手当金支払準備基金」への積立金でございます。

1 款 1 項 2 目「消防施設費」は、消防力の充実強化を図るため、消防施設等の整備事業に要する経費でございます。予算額は、1 億 6, 7 3 2 万 5 千円で、前年度と比較し、5, 7 3 6 万円の減額となっております。

減額の主な要因でございますが、消防施設整備事業に係ります庁舎改修事業費、並びに車両更新事業費の減額によるものがございます。

それでは、主な節につきましてご説明申し上げます。

1 1 節「需用費」は、平成 2 3 年度に整備をいたしました、南消防署はしご車のオーバーホールに要する経費でございます。

1 5 節「工事請負費」は、宮本出張所外壁他改修工事及び田富出張所下水道接続工事の経費を計上したものでございます。

1 8 節「備品購入費」は、既定の整備計画に基づき、平成 1 3 年度に整備し、運用開始から 1 6 年を経過する、老朽化の著しい貢川出張所消防ポンプ自動車と平成 2 3 年度に整備し、走行距離が 1 5 万キロを超え、老朽化の著しい中央消防署高規格救急自動車及び平成 2 4 年度に整備し、走行距離が 1 6 万キロを超え、老朽化の著しい南消防署高規格救急自動車の更新整備に要する経費を計上したものでございます。

25節「積立金」は、極めて厳しい財政状況の中、消防施設整備事業等の当面の対応力を確保して、今後の財政需要に備えるため、消防施設整備事業等基金に積み立てをするものでございます。

次に、43ページをご覧ください。

次に、2款1項「公債費」は、消防施設等整備事業の財源として、起債いたしました消防債の元金償還金及び利子でございます。

最後に、3款「予備費」は、100万円で前年度と同額を計上させていただきました。

以上で、消防事業特別会計歳入歳出予算案の説明を終わらせていただきます。

ご審査を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清水 仁君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田議員

○議長（山田 厚君） 消防の関係からお伺いしたいのですが、新年度でどのような運用をされたり、企画をされているのかお伺いします。

糸魚川市の大規模火災の関係で、本広域消防では、生コンクリート共同組合との協定を結ばれたということで、これは大変いいことだと思います。

それについての共同訓練というのは、今後、実施される予定があるのでしょうかお伺いします。

○議長（清水 仁君） 宮下警防課長

○警防課長（宮下 光夫君） 本協定にも盛り込まれており、訓練の実施は現在検討中ございまして、甲府消防本部を含む6消防本部と2の協同組合と協議を進める中で、平成30年度中には実施を考えております。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 山田議員

○議員（山田 厚君） ありがとうございます。

あとですね、去年もお伺いしたし、前回もお伺いしたのですが、開府500年に伴いまして、周辺の開発整備事業が行われております、武田出張所については、どのような計画をおもちでしょうか。

○議長（清水 仁君） 望月企画課長

○企画課長（望月 眞仁君） 12月の定例会におきまして、山田議員から武田出張所の件についてご質問をいただきましたので、12月定例会終了後、甲府市教育委員会に事業進捗状況等を確認しておりますが、状況は以前と同じく、変わっていない状況であります。

今後におきましても、引き続き、教育委員会の動向をいち早く把握できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（清水 仁君） 山田議員

○議員（山田 厚君） これについては、しつこくお伺いするつもりはありませんが、やっぱり、新たに新築はかなり難しいと思いますが、改修、又は移転、いろんな方向が3つ4つでてくるかと思えます、ただ観光地ということで、これから県内外からお客さんがいるときには、出張所は安心かなという感じがあります。

その点も含めて、ご検討いただければと思います。

それから、今年の冬、甲府盆地は熱中症だけかと思いましたが、結構寒い盆地でした。マスコミ等の報道によると、熱中症で亡くなるよりも、凍死で亡くなるの方が、1.5倍多い。本広域の管内では低体温症、凍死等の危険に対して救助等の問題、また、今後についてお伺いします。

○議長（清水 仁君） 宮下警防課長

○警防課長（宮下 光夫君） 低体温症に伴います救急搬送につきましては、平成29年中は4名でございました。

また、熱中症につきましては、地球温暖化に伴いまして、傷病者数も増えていますが、低体温症による傷病者につきましては、例年4名程と把握しているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 山田議員

○議員（山田 厚君） 30年度には、このことにつきましても、熱中症とともに力を込め対応をして欲しいです。中々、凍死とか低体温症とか、我々市民はピンとこないのです、その辺のところ、市内でも高齢者の一人暮らしの方も多い

し、その中に、たまたま認知症の方が居ると大変なことになりますので、その辺の周知や方法も含めて、努力していただければと思います。

それから、消防力の整備指針の全国調査が3年に1度行なわれ、この新年度がこの年度に当たると思います、その辺のところについて、本広域消防について、消防力をどのように整備していくか、新年度に関して見解をお聞きしたいと思います。

○議長（清水 仁君） 望月企画課長

○企画課長（望月 眞仁君） 実態調査に対応するための、組織変更、また、各隊の増隊計画等はありませんが、平成30年度につきましても、引き続き職員一人ひとりが、消防の使命を再認識し、全職員一丸となって、あらゆる災害から圏域住民の皆様を守り、住民の災害対応機関としての不断の備えを万全にし、より一層、信頼される組織体制を確立してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水 仁君） 山田議員

○議員（山田 厚君） 努力しても消防力の機械力とか消防力のマンパワーというのは、数値がそのままできてしまうので、この辺のところを、全国の数字がでてきたら、本広域消防としてどのようにもっていくのか、しっかりと見据えていただきたいと思います。

先の2年前の報告によりますと、全国平均から比べて、この広域は38名ほど足りない、また女性に関しても2パーセントという指針もあるので、今後、消防力の整備指針に向けて3年に1度、数値がでると思いますので、充足率をしっかりとみて、今後30年度だけに留まらないで、その後も、しっかりとみていただきたいと思います。

これは、要望としておきます。

今日はですね、甲府地区広域行政事務組合の関係について、予算をお聞かせいただきたいと思います。

管理者からは、いままでどおり、頑張っていくということで、予算に関する説明をいただきました。しかし、ふるさと市町村圏事業とそれに伴う視聴覚ライブラリー事業に関しては、規模の縮小というふうに、説明をされましたが、実際は規模の縮小というより、実質上の休止状態とみるしかないと思うのです。

ふるさと市町村圏事業に関して、基金の運用で予算を組み立てて、支出しているということですから、私が何年も言ってるように5年以上も前から事態は明らかなので、そののところがどのようにお考えで、予算の組み立てになったのかが、はっきり言ってかなり分らないです。

28年度末で691万円だと、毎年400万円か300万円台の支出ができるから、必ず29年度が過ぎると30年度の残金は300万円台だと、そうすると30年度でおしまいということは、私は数年前から言っていたはずですよ。

そこに対する対応が、1年間実質上休止じゃないですか、これやっていく中身をみていくと、ふるさと市町村圏事業の中身をみると、組合のホームページはいいですが、親子防災体験研修だけをかろうじてやるでしょ、あとの絵画コンクールの応募、カレンダーの作成、ふるさと再発見ツアー、これら全部実質上休止じゃないですか、毎年この間続けてきたことを、実質上縮小ではなくて休止または、廃止ということになるのではないかと心配です。

どのようなお考えなのかお伺いします。

○議長（清水 仁君） これは、2つのこと、ライブラリーの方ですか。

○議員（山田 厚君） まずは、ふるさとの方からお願いします。

○議長（清水 仁君） では、ふるさとにつきまして、長田事務局次長。

○事務局次長（長田 哲也君） ふるさと市町村圏事業につきましては、基金を活用しての事業は廃止する方向性が示されたということは、12月の議会でも、お話をさせていただきましたが、今後は、基金事業の廃止後の新たな事業展開について、協議を行なっていくということになったわけですが、今回予算を削減させていただきましたことにつきましては、先般の総務課長会議におきまして、ふるさと市町村圏基金を活用する事業の規約改正、また新たな事業展開をする上で、広域の規約とする共同処理する事業内容等について、現在の基金を活用するには、2年くらいの協議が必要ではないかということで、その間、ふるさと市町村圏事業をいきなり30年度、今までどおりやって終わらせてしまうという事よりか、事業を縮小して2年間続けて、新たな事業展開の方へ、方向性を展開したいということで予算の削減となりました。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 山田議員

○議員（山田 厚君） 今後にむけて、関係市町の総務課長さん会議などを行なっているということは、ずっとこの間、同じことの繰り返しですよ。

30年度で、終わりということは、何度も言ってきたので、これは議会の意見として聞いてもらわないと困ります。

1年でなんとかならないか、2年間くらいは、そんな答弁ではないと思います、これは分かっていたことですよね。

30年度で減になってしまう、このお金の使い方の300万円の實質上300万円、そのうちの180万円くらいを使うということで、なにか中途半端でよく分からないです。

2年間くらい休止状態が続くということですか。

○議長（清水 仁君） 長田事務局次長

○事務局次長（長田 哲也君） 2年間かけて協議を行なうということなので、30年度と31年度は、今回の予算で示したとおりの事業展開になると考えております。

また、2年間という協議になりましたけれども、先程申しましたが、広域の規約に取り入れて、新たな事業展開を広域の事務として取り入れるためには、規約改正とか組織市町さんから負担金をいただくためには、しっかりとした内容にしないと申しますし、それについて、組織市町さんの議会の議決も必要となってくるわけですので、しっかりと協議をしたいということで、2年間とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 山田議員

○議員（山田 厚君） いきなりきた問題ではないので、基金が毎年300万円、400万円減っていけば、必ず30年度は、こうなることは分かっていたことです。

30年度、31年度で終るということになっているので、私が、平成24年から言っていますよ、24年、25年、26年、27年も言ってきました。

なぜ、この2年間だけは、基本的に私は、ふるさと市町村圏事業という事業は決して、いい加減な事業ではなくて、市民の方がたと一緒にふるさと体験ですとか、子供さんの応募の絵に基づいてカレンダーを作ってきたとか、結構大

切な事業だと確認をされてきたのに、2年間これで見ますと親子防災だけですよね、このような組み立てでいいのでしょうかと、私は思います。

それから、もう一つ関連してふるさと市町村圏事業から繰り入れて、視聴覚ライブラリーがありますが、この視聴覚ライブラリーはどのような形で縮小するのでしょうか。中身を具体的に教えて下さい。

教育委員さんの立場での、給与費だけで他の需用費も何もないので、ご説明ください。

○議長（清水 仁君） 長田事務局次長

○事務局次長（長田 哲也君） 教育委員さんの報酬以外には、例年ですとDVDの購入等がございましたが、こちら組織市町さんと協議をいたしまして、新作の貸出率等も考慮いたしまして、現在ある作品の貸出業務の充実を図るといことで、縮小して継続するということになりました。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 山田議員

○議長（山田 厚君） 教育委員さんもここにおられて、しっかり審議に入っておられるわけですよ、この数年間で、教育委員さんの会議は実質上、何回やられたのですかお聞かせください。

○議長（清水 仁君） 長田事務局次長

○事務局次長（長田 哲也君） 教育委員会における、ライブラリーについての事業報告は、例年7月議会後と教育委員の変更があったときに開催して、報告させていただいております。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 山田議員

○議員（山田 厚君） どのような会議をやって、これに関する内容は、生涯教育・学校教育の問題で、16ミリもビデオフィルムもある中、今でも貸出の利用がありますよね。

DVDとDVDプレイヤーに関しても、200本とか175本とか教材にも、使われています、ですから教育委員さんの会議も必要だと、今のお話ですと報告事項、実質上教育委員さんの会議があったと伺えないのですが、どうなのでしょう。

○議長（清水 仁君） 長田事務局次長

○事務局次長（長田 哲也君） 報告をする中で、特にご意見があれば、伺っているところではございますが、極力、広く住民に周知して、使用件数の増強を図っていただきたいというご意見でございます。

以上で、ございます。

○議長（清水 仁君） 山田議員

○議員（山田 厚君） ここ2年間、これの問題の申請があれば、受け付けるということですよ、貸出もしますよね。

○事務局次長（長田 哲也君） はい、そうです。

○議員（山田 厚君） 実際のところ、中身も需用費も何もないのに、どうやって経営運営するのですか。

需用費がゼロなのに、どうやって運営するのですか。

そうすると、ふるさと市町村圏のなかでは、具体的に行なっているのは、ホームページだけですよね。

ライブラリーの方は、これだけ大切な事業で、いまだに、16ミリを借りてくれたり、ビデオを借りてくれたりしているのに、DVDに関しては、何百本と学校教育・社会教育にも教材としても使われている中、事業の休止状態が2年間も続く、それをまた新たに始めるということですか。

実質上の2年間の猶予をもって、廃止と市民の皆様は思っていますよ。

例えば、ホームページでふるさと市町村圏事業でも、アンケートはとったのですか、こういう事業はどう思いますかとか、私の方には、聞いてないですよ、対応が不十分ですよ。

森澤事務局長、この辺のところをお聞かせください。

○議長（清水 仁君） 森澤事務局長

○事務局長（森澤 淳君） これは事業をやらないということではなく、ここに予算計上をさせていただいているもので、中にはでておりませんが、お金は計上しておりませんが、貸出ということは継続して行なっております。

貸出なので、費用が発生するということではないので、教育委員さんの報酬のみを計上させていただいて、議員さんが申し上げたとおり、16ミリも貸しますし、27年も28年も新しいDVDを新作として、購入したものはありま

す。

たくさん教材がありますので、それは2年間、継続して貸出するという事業展開です。

○議長（清水 仁君） 山田 厚君

○議員（山田 厚君） 森澤事務局長さんは、そうおっしゃるけれども、甲府地区広域行政事務組合の柱ともいえる事業で、これだけ大きな転換で2年間こういう状態が続くと、冒頭で本来なら、きちんとした説明があって叱るべきですよ。

簡単に、ここがゼロになりましたとの、これだけの説明でいいのでしょうか。

最初の冒頭は、これだけ市民と学校が関わっている問題で、森澤事務局長さんにもう一度聞きますが、どれだけ教育委員さんと議論をしましたか、この問題について、お伺いします。

○議長（清水 仁君） 森澤事務局長

○事務局長（森澤 淳君） 総務課長会議をはじめ、それぞれの市町のご意見を聞く中で、基金としての事業は、基金が枯渇するということは、議員さんがおっしゃるとおり、同じように使っていけば、30年度に無くなると、ただし簡単に答えがでない。なぜならば、3市1町で協力をしてやっていかなければならない事業ということと、それぞれの市町の同意、考え方というようなものが簡単に決まるものではないので、基金事業としては1回リセットしましょうと、ただし2年間のなかで、新たな展開をどのような形になるか、もう1回、市町の方々から負担金という形で、お金を出していただいて、全く同じ事業をするのか、あるいはもっと違う事業に展開していくのか、ということをつくり考えていきたい。

あるものを継続するということは、簡単なことですが、他の方法もあるので、2年間かけてじっくり考えて、お金も掛かることなので、3市1町の同意を得るなかで進めていこうと、議員さんがおっしゃる予算の説明の中身が丁寧さに欠けているというご発言だと思います、そのことは真摯にお詫びを申し上げます。

○議長（清水 仁君） 山田 議員

○議員（山田 厚君） 森澤事務局長さんの発言、答弁は、極めて乱暴ですよ、

一番初めに、これだけ大きな事業だから、冒頭の説明があつて叱るべきだと思います。

全員協議会というのは、この本広域にとっては、委員会で議会ですからね、本会議と違って、その時に森澤事務局長さんは、何回私の答弁に答えていますか。

各市の総務課長さんが、会議を行なつて検討していきます、検討していますと言っていて、一番直近は、基金の事業廃止後の新たな事業展開という協議を行なつていきますと、去年の12月基金が無くなることは、誰でも無くなることは分かつていて、新たな事業展開というのは、30年度のこの議会で、提案しないと嘘ですよ。

長田次長さんは、平成29年の3月、28年度ですよ、そのときに、先般の総務課長会議のなかで、平成30年度の予算編成時期に方向性を決めると言っています。

この2年間かけて決めると、これから2年ではなく、30年の前の2年間にやってほしいと、言っていましたよね、なぜ、27年、28年、29年とやらなかったのですか。

これは、全員協議会に対する、議会軽視とも言えることですよ。

このあたりを、森澤事務局長さんもう1度教えてください。

教育委員さんを集めて、子供の生涯学習の問題についての、会議を行なつてくれたのでしょうか。

もう一度、お聞かせください。

○議長（清水 仁君） 長田事務局次長

○事務局次長（長田 哲也君） 教育委員さんを集めての、ライブラリーの予算削減等についての話合いはしておりません。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 山田議員

○議員（山田 厚君） 基金が無くなることは、分かっていたわけですよ、いきなり、自然災害がきたとかではないですし、私なんかは、5年も前から24年ぐらいから、こうなることは分かっていたわけですよ。

これから、2年間慎重になつて、事務局長の答弁として納得できません。

この前から2年間やってほしいと言っていたわけです。

今のお話ですと、教育委員さんと会議も開いていないということで、この内容ですと今後が心配です。

例えば、2年間でどういうふうな、おつもりなのですか、それとも、まったくの白紙なのでしょうか。

もう一度、森澤事務局長さんにお聞きします。

○議長（清水 仁君） 森澤事務局長

○事務局長（森澤 淳君） 白紙も含めて、新しい事業展開それから広域圏の中の、それぞれの市町の中の要望もあるでしょう、こういう事業は、継続してもらいたいとかあるいは、新たにこういう事業をしてほしいとか、そういうものを整理したなかで、つい先日の総務課長会議を開きました、そういう中で、協議を念入りに進めているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（清水 仁君） 山田議員

○議員（山田 淳君） 今日は、これで終わりますが、これから、白紙も含めてというお話で、白紙ということはどういうことでしょうか。

ライブラリーのこれだけの資産の対応とかは、どうなるのでしょうか。

これは、初めから分かっていたことなのに、なぜ、その前からやらないのでしょうか。

その辺のところは、これから2年間と言われて、2年間かけて白紙ということでしたら理解できないです。

○議長（清水 仁君） 森澤事務局長

○事務局長（森澤 淳君） 白紙って、止めてしまうということではなく、1度全てリセットするということです。

もう1回皆で、考えていこうと、このことについては、いい事業だから続けようとか、このことに変わる、違うものが新たにでてくれば当然そこには、負担金というものが当然発生するので、白紙というのは全部消しゴムで全部消してしまうという意味ではないので、そのところの答弁の訂正をご理解いただきたいと思います。

○議長（清水 仁君） 山田議員

○議員（山田 厚君） いろんなことを、これから2年間でお話していくという

ことですが、なかなか難しいですね。

ふるさと市町村圏事業をどのような調査をされてきたのか、体験された方にどのようなご意見をいただいていたのか、これもホームページに載るくらいの事業をやってきたのですから、ライブラリーもそうですが、これは本当に行なってきたのでしょうか。

いきなり総務課長会議があります、総務課長会議があります、やっています、やっています、とここにきて、どんじゃないですか。

それで、実質の2年間休止状態でしょ。

貸出はしますよということですが、では、需用費はどこからでてくるのでしょうか。

ここにきてこれでは分かりませんね、これに関しては、私は非常に疑問を感じますとだけお伝えいたします。

それから、この2年間もされるのでしたら、それもどうかと思います、質問を終わりたいと思います。

○議長（清水 仁君） ほかに、質疑はございませんでしょうか。

岡議員

○議員（岡 政吉君） 確認をさせていただきたいと思います。

消防費の1款1項1目の13節の委託料につきましては、車両点検、それから庁舎の工事、その内容のほかにはあるのか、ないのかということと、1款1項2目の18節の備品購入、これは車両更新というようなことで、中央署それから南署、貢川出張所の車両などで予算計上されているのですか。

○議長（清水 仁君） 萩原総務課長

○総務課長（萩原 亨君） 消防事業特別会計の13節 委託料につきましては、高機能消防指令センターの保守・点検料、消防・救急デジタル無線関係の保守・点検料、庁舎清掃等の委託料、消防設備等の保守点検料、また、昇任試験委託料ですとか、庁内ネットワークシステム運用保守といった、様々な業務委託がございます。

そして、2目の消防施設費 18節 備品購入費これにつきましては、車両の更新整備にかかる費用でございます、貢川出張所の消防ポンプ自動車並びに南消防署及び中央消防署の高規格救急自動車、計3台に係る費用を計上させて

いただいたものでございます。

○議長（清水 仁君） 岡議員

○議員（岡 政吉君） 了解いたしました。

議長、ここでドローンの配備につきまして、お伺いしたいと思いますよろしいでしょうか。

予算の内容ですので、よろしく願いいたします。

若干、広がるかなと思いますが、ご了解のほどをお願いしたいと思います。

今日は、消防本部の皆様方や幹部の皆様方が、ご出席されておりますが、管内の住民の皆様方の安全を、日々お守りいただいておりますことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

平成元年、佐野消防長のとときでしたか、この伊勢町に消防本部が移転され、以来29年間 条例定数305人だった職員も、335人、いまや機械器具についても、救助工作車も大型化され、緊急消防援助隊関係の車両も配備されたと、すばらしい発展を遂げたと、消防は人員、水、機械器具が三位一体となって災害による被害を軽減される訳でございますので、どうぞ、今後とも、訓練に訓練を重ねて、地域の皆様方の安全を確保していただきたいと思います。

そこで、今回ドローン配備について、お伺いをいたしたいと思います。

以前から、ドローンについては、気になっておりまして、先般、新聞の一面にドローンの活用ということで紹介がございました。

ドローン技術は、日々進歩しておりまして、今やITも搭載した機種や30キロぐらいの重量の運搬を行なう大型ドローンも開発したとのことで、昨年10月24、25日の両日、甲府広域の議員研修として、群馬県で行なわれました、関東地区緊急消防援助隊の総合訓練を研修させていただきました。

その中で、多くの参観者の目を引いていたのが、さいたま市消防局のドローンを運用して、災害の実態を把握し、情報を本部に伝達するという訓練でありました。訓練後に隊員に話しを聞くことができ、その映像を見せていただきましたところ、2年前に見た映像と違い、4Kの画像で素晴らしい鮮明な画像が写し出されておりました。

現在、総務省では、都道府県の各消防本部にドローンを配備するべく努力をいたしておりますし、昨年からは消防団にも配備をするということで、全国に配

備が広まっております。

当本部はこの実態を把握しておりますか、また、甲府地区消防本部にも、ドローンの配備は必要であるというふうに、考えて質問をするところであります、お願いします。

○議長（清水 仁君） 宮下警防課長

○警防課長（宮下 光夫君） 国の取組みにつきましては、岡議員さんお話のとおり、平成27年度に、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の大規模災害の発生に備えまして、消防活動用偵察システムといたしまして、さいたま市消防局・千葉市消防局に国有財産の無償使用といたしまして、ドローンが配備されたところでございます、こちらが昨年度、群馬県で実施された10月24、25での訓練に活用されたものと把握しております。

また、昨年10月には、総務省消防庁から山梨県の消防学校に地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化といたしまして、オフロードバイクや小型動力ポンプとともにドローンが無償貸付されまして、消防団の皆様を中心に教育訓練が実施されております。

国の取組みにつきましては、この様に当局も承知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 岡議員

○議員（岡 政吉君） 確認をいたしまして、特別事業の消防の予算のなかで、常備消防費のなかに13節の委託料、調査費用が入っていない、それから、1款2項2目の18節の備品購入も入っていない、というふうなことも含めまして、ひとつ考えていただきたいと思えます。

県内でドローンの講習などを行なう会社がございます。サイトテックという会社ですけれども、名前をあげてはいけませんが、2006年に甲府市で会社を立ち上げまして、2016年から、身延町の旧中富中学の校舎、校庭などを、身延町から借り受けまして、営業を行なっております。

最初の2年くらいは、営業不振であるというふうなことでございますけれども、中富営業所を移す頃には、年収2億というふうな売り上げを伸ばしている、なんでだろうと、それは測量・建設・損害補償・荷物の配達・警察・消防など

多くの需要がありまして、営業内容が延びたというふうなことでございます。

全国の消防本部では、既に多くの本部で配備を行なっておりますことを、ご確認いただいていることと思います。

また、神奈川県のある消防本部では、3消防署に1隊ずつドローンが配備されるというふうな内容を把握しております。

県内の消防本部に状況をお聞きしましたところ、各本部とも非情に関心を持たれておりまして、峡南消防本部などでは、調査予算を盛り込みたいと頑張っております。

特に、富士五湖消防本部は、既にドローンを配備して職員5名が免許を取得しておりまして、災害に備えております。

そこで、お伺いいたしますが、甲府地区消防本部として、今後、購入に向けて予算要求の検討を行なっているのか、質問をいたします。

○議長（清水 仁君） 宮下予防課長

○警防課長（宮下 光夫君） ドローンにつきましては、無人で遠隔操作や自動制御によりまして、地震災害や土砂災害など広範囲に及ぶ現場や、NBC災害など人の立ち入りが困難な場所での被害状況の確認など、必要な情報収集ができる資機材だと把握しております。

ドローンを導入して運用するにあたりましては、雨や雪、濃霧及び強風など天候によりまして、飛行が左右されること、またバッテリー容量の制限によりまして、飛行距離または時間等の制約があること、電波障害による制御不能など、諸課題が挙げられてございます。

また、ドローンに係わる事故も発生しておりまして、国土交通省に報告があったものだけでも、平成28年度は55件、平成29年度は12月の24日までに、51件の事故が発生していることから、無人航空機のドローンにつきましては、他機関との協定も踏まえまして、より安全に運行するため諸課題への対策及び、他都市の状況等、調査、研究する中で判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 岡議員

○議員（岡 政吉君） 予算要求をする警防課の考え方の中では、その辺は妥当

かなと考えておりますが、ドローン購入について、金額を調べさせていただきました。

情報収集のみで、オプションなしということになれば、購入金額は職員養成も含めて300万円程度ですね、ということですのでございますから、甲府広域の管内は甲府市や昭和町をはじめ、各市とも大きな建物もありますし、また中央市、甲斐市、甲府市など、山や河川が多く点在しております、そんなことも含めまして、火災、水害、地震等の災害に対してドローンの使用は不可欠だと思います。人が行かなくても、十分に状況が把握できると思います。

それに、対応する職員の、まずは危険を配慮しながら対応していく、そのことは十分に理解をされているものと思います。要望として、1日も早い対応をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

火災等の発生が懸念されますが、消防本部の皆様方には、体には十分に気を付けられ、管内の安全を安心して暮らせる生活をお守りいただきますようお願いして質問を終わります。

○議長（清水 仁君） 質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

以上で、議案第1号から議案第9号までの、全員協議会での審査を終了いたしましたので、全員協議会を閉会いたします。

閉会時間 午後4時41分